

① 「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成

県産六条大麦のみを使用したお茶を新発売

J A 愛知北は、6次産業化を推進するため、J A管内の大口町と扶桑町の六条大麦のみを使用したペットボトル入り麦茶を平成27年5月に新発売しました。

大口町と扶桑町の水はけのよい土質が六条大麦の生育に適しており、水稻経営者5人が約90haを作付けしています。すでに、地元企業との契約栽培によりティーバックなどで、販売してきましたが、同J Aでは地元の消費者に親しんでもらうため、ペットボトル入り麦茶づくりに取り組みました。麦茶は、気軽に手に取れる1本500ml入りで、同J Aの購買店舗や産直センター、地元スーパーで販売しています。香ばしくすっきりとした味は、地元消費者にも好評で、28年度は増産する予定です。



J A 愛知北直売所で販売しています。

宮下ファームが飲むヨーグルトの自家製造販売を開始

瀬戸市の酪農家である宮下ファームが6次産業化の取組として、「飲むヨーグルト」の自家製造販売を平成27年10月から開始しました。農業改良普及課では、後継者である優子氏の「丹精込めた自家産生乳を乳製品に加工した「宮下ファーム」の思いを多くの消費者に味わってもらいたい！」という長年の思いを叶えるべく、畜産収益力強化緊急支援事業を活用した製造機器等の導入や製造業許可取得等について支援してきました。

製品は容量が150mlと500mlの2種類あり、当酪農家らが主催するマルシェ（Easyマルシェ）、地域のイベントや「道の駅瀬戸しなの」で販売しています。消費者には、甘すぎず、さらりとした口当たりが好評です。今後、販売拡大に向けて継続して支援していく予定です。



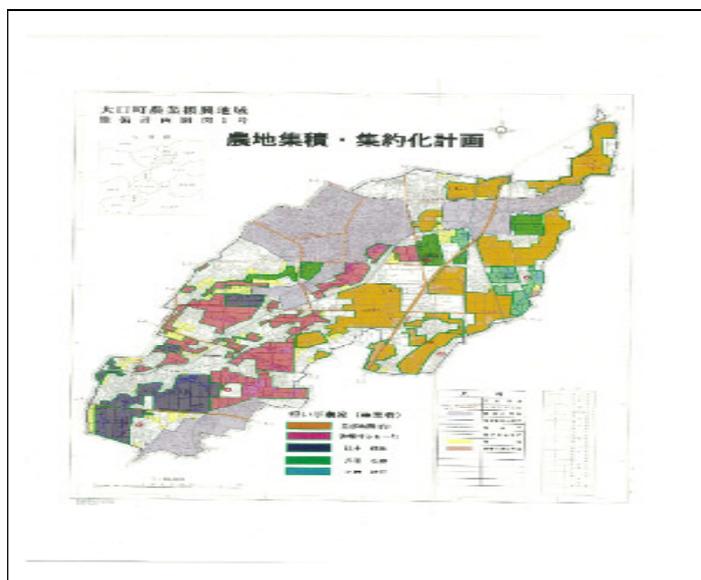
製造者の宮下優子氏と製品の飲むヨーグルト

(左：500ml、右：150ml)

② 基幹経営体*の育成

大口町における中間管理事業の取組

農地中間管理事業のモデル地区大口町では、作業ほ場が分散していることが長年の懸案となっていました。そこで認定農業者を中心に検討会を重ね、地区割り図を作成する一方、地権者に対しては町広報誌で農地管理中間事業をPRして応募を募りました。最終的に、借受希望していた5者の認定農業者に1,385aの農地を貸し出すことができ、東海農政局から事業部門で、平成27年10月に優良地区として表彰を受けました。



認定農業者への地区割り図

飼料用米多収性専用品種「愛知125号」適応性の検討

管内では米価下落対策として飼料用米の生産が盛んです。これまで飼料用米は、主食用品種で生産が行われていましたが、経営体はさらなる収量性が高い品種を望んでいました。

農業総合試験場が開発した飼料用米専用品種である「愛知125号」は、主食用品種と比較すると穂が長く籾が多く、収量性に優れています。しかし、他産地での栽培事例は5月中旬までに田植えが行われており、5月下旬から6月中旬に田植えが行われる当地域で収量が確保できるかどうかの検討が必要でした。

そこで、農業改良普及課では、平成27年度に一宮市と犬山市において調査ほを設置し、現地適応性の確認を行いました。その結果、6月上旬までに田植えを行えば、主食用品種よりも高収量になることが確認できました。

今後は、水田農業経営体の経営の安定化に向けて「愛知125号」がさらなる多収になるよう栽培条件の検討を行っていきます。



愛知125号(下)とあいちのかおりSBL(上)

*基幹経営体は、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置付ける経営体で、推定年間農業所得が1,400万円以上の企業の経営体と800万円以上の家族経営体を指します。

③ 新規農業就業者の確保

尾張農起業支援センターでの就農相談実施状況

農業改良普及課では平成 24 年 4 月に農起業支援センターを設置し、就農希望者に対して情報提供や助言を行い、計画的に就農できるように支援をしています。

平成 27 年度の相談件数実績は、個人 86 人（延べ 228 回）、企業 10 社（延べ 14 回）です。

就農希望者は、実家が農家でない新規参入希望者の割合が 88% と高く、相談では農業の実態や必要となる知識・技術等の情報提供を行っています。また、市町・農協と連携し就農計画の作成支援や研修機関の紹介を行い就農希望者が安心して就農できるように支援しています。

これらの取組の結果、平成 27 年度には 39 名が新規就農しました。また、就農に向けた準備として 13 名が就農計画を作成、18 名が研修機関での研修を開始しています。今後も、これらの新規就農者が農業に定着できるように、技術・営農に関する支援を行っていきます。



就農相談

新規参入者による組合再生

一宮市の木曾川町玉葱採種組合は、タマネギ種子を生産する組合です。高齢化によって組合員の減少が続いていましたが、組合と農業改良普及課や関係機関が連携し、新たな担い手による組合再生を進めています。

組合が、関係機関によって開催されている就農支援機関「はつらつ農業塾」の卒塾生（新規参入者）の組合への加入を募ったところ、平成 22 年に 1 名が加入しました。この加入者が早期に農業経営を確立した成功例をみて、同じ「はつらつ農業塾」から、男性 1 名・女性 2 名の計 3 名が平成 27 年から加入して栽培を開始しました。

古参の経験ある組合員による熱心な技術指導と新たな担い手の高い向上心が組み合わさった成果です。採種量も増加しており、平成 27 年度産の組合種子生産量は過去最高を記録しました。

農業改良普及課では、今後も組合の組織活動の強化とともに新規参入予定者の計画作成及び就農後の技術支援を実施する予定です。



新規参入者を交えた栽培技術情報交換

④ 耕作放棄地の再生

企業参入による耕作放棄地の解消

尾張農林水産事務所管内には平成 26 年 12 月現在で耕作放棄地面積が 450 h a あります。発生要因としては農家の高齢化、土地持ち非農家の増加、地域内における担い手不足等が挙げられます。

平成 27 年度には東郷町において企業参入による耕作放棄地の解消事例がありました。関東地区や関西地区を中心に耕作放棄地解消による体験農園等の運営を手掛けている(株)マイファームが、今回東郷町に参入してきました。

同社は 45 a の耕作放棄地を解消し、露地野菜ほ場とビニルハウスを設置し、施設野菜ほ場として整備しました。自らの農産物生産に資するとともに、休日は新規就農者を指導するための実習ほ場としても有効活用することを目指しています。

解消に当たっては、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用しました。現地は長期にわたって耕作されていなかったため、雑草に加え樹木の繁茂も著しく、石等を耕作土から取り除く必要がありました。そのため、農業機械では容易に農地に再生できない状況でしたが、国の交付金により再生作業を専門業者に委託し、耕作放棄地を解消することができました。

尾張管内は、担い手不足を課題とする市町が多く、こういった事例が今後増えていくことが期待されます。



再生前



再生後



現在の生産の状況



実習ほ場の状況

耐震補強完了！築水池

築水池（春日井市）は、堤高 14.7m、貯水量 22 万 9 千 m^3 で下流農地 16.7ha に農業用水を供給する農業用ため池です。

平成 19 年度土地改良施設耐震対策事業において、堤体の調査を行った結果、地震時の安定性が非常に悪く上・下流側ともに、堤体が崩落する可能性が確認されました。

池が決壊した場合には下流農地のほか住宅等の被害が想定されますので、平成 23 年度から防災ダム事業により堤体の地盤改良工や押さえ盛り土工等の耐震補強工事を実施し、平成 27 年度に完了しました。

また、堤体法面保護工には防災型ブロックを組み合わせ、ため池に誤って転落した際に、法面を容易に上げられるような工夫をしています。



耐震補強が完了したため池堤体

たん水被害を無くすために



新築された排水機場

都市化が進んだことによる雨水の流出量増大や、経年変化に伴う排水施設の機能低下等により、農地及び宅地・道路等において、しばしば排水不良が起き、たん水被害が生じています。

農業経営の安定化等を図ることを目的として、排水機場や用排水路などの農業用施設の整備を行っています。平成 27 年度にはたん水防除事業 三宅川 3 期地区が完了しました。左の写真は新たに造成された三宅川排水機場（稲沢市）です。

この排水機場で受け持つ流域は、従来の排水機場と同じ 238.4ha ですが、雨水の流出量増大を加味し、排水能力を 1.76 m^3/s から 2.00 m^3/s に増強させています。写っている水面は地区内の排水路から流入した水を集める遊水池で、排水が必要な時にはこの水をポンプで汲み上げ、三宅川に排出します。

⑥ GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入促進

大高ブロッコリークラブのGAP手法の導入支援

食品の安全・安心について国民の関心が高まる中、農業改良普及課では安全・安心な農産物生産を推進するため、農業生産工程管理手法（以下、GAP手法と略す。GAPとはGood Agricultural Practiceの略）の導入を進めています。

大高ブロッコリークラブでは、平成24年度から若手生産者が中心となって、GAP手法の取組を試行し、その後、部会員全員での取組に向けて検討を続けてきました。

平成27年度は、部会として本格的な取組が始まりました。その結果、部会員が点検項目について話し合う等、部会としての取組意識が高まってきました。

農業改良普及課は、取組当初から役員会などの機会を通じて助言を行い、円滑な導入を支援してきました。今後もGAP手法が定着し、改善活動が継続して行われるよう支援する予定です。

区分	項目番号	チェック事項
肥料・農薬	15	肥料・農薬の購入伝票等を保管している。
	16	肥料・農薬の入出庫管理簿へ記録している。
肥料管理	17	整理・整頓・清掃に努めている。
	18	履物のある場所に又はシートをかけて保管している。
	19	たい肥などの有機質資材の農地への活用を登記した場合 には、その実施状況を併記している。

部会員が用いるGAP点検表



GAPチェックシートに取り組む大高ブロッコリークラブの生産者

⑦ JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

消費者の食品表示への信頼確保のために

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

このため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」*に基づく表示が正しく行われているかを、農政課職員等が 298 か所の食品小売店に出向き調査しました。調査店舗のうち、適正または概ね適正に表示されていた割合は、名称表示で 90%、原産地表示で 83%との結果でした。また、確認された名称や原産地の表示欠落等については、適正な表示となるよう改善指導を行いました。

区 分	調査店舗数	適正な表示	概ね適正な表示	表示の欠落が目立つ または大部分が欠落等
名称表示	768 店舗	612 店舗(80%)	75 店舗(10%)	81 店舗(10%)
原産地表示		544 店舗(71%)	90 店舗(12%)	134 店舗(17%)

注1 調査店舗数は、複数の生鮮食品（野菜、果物、水産物、卵類、肉類、米穀）を調査する場合があるので、実調査店舗数(298 か所)より多くなっています(例：2 か所で 3 食品ずつ調査した場合の調査店舗数は 6 店舗)
今後も継続して監視活動を実施し、適切な食品表示の実施を推進していきます。

適正な食品表示について学びました

産地直売所の管理者や職員、直売所に出荷する生産者を対象に、平成 27 年度には JA で 1 回、道の駅で 1 回、直売所で 2 回、女性農業者組織で 1 回、それぞれ食品表示研修会を開催しました。

研修会では、直売所に出荷される主な生鮮食品と加工食品の具体的な表示例を説明しました。参加者からは、漬物やジャムなどの手作り加工食品の表示方法などについての質問が多く出されました。

農政課では、消費者に信頼される直売所となるよう、今後も継続して研修会を開催していきます。



食品表示研修会



産地直売所

*JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品の表示に関する規定が統合され、食品表示法が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。